

東京女子大学教育後援会会則

第1条 この会は、東京女子大学教育後援会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、東京女子大学（以下「本学」という。）の発展に資するため本学の教育事業を援助することを目的とし、入学と同時に本学学部学生の父母又はこれに代わる者全員が会員となる。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、本学と会員の連携により次の援助を行う。

- (1) 学生の教育及び生活環境の整備に必要な事業の援助
- (2) 学生の厚生等に必要な事業の援助
- (3) 東京女子大学父母懇談会開催の援助
- (4) その他必要と認められる援助

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名又は2名
- (3) 評議員 各学科・各専攻・各学年から若干名

第5条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

3 会長、副会長及び評議員は、第8条に定める評議員会を組織し、重要事項を議決する。

第6条 評議員は、会員より会長がこれを委嘱する。

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。

第8条 本会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、毎年1回以上開催し、出席者の過半数をもって議決する。

3 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長及び副会長の選任
- (2) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算
- (3) その他の必要な事項

第9条 本会の経費は、会費及び寄附金をもってこれに充てる。

第10条 本会の会費は、学部1年次入学者7万円、学部2年次入学者5万円及び学部3年次入学者3万円とし、これを納入するものとする。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の事業報告及び決算並びに事業計画及び予算は、会計年度開始前に教育後援会長・副会長が大学に事前聴取し、年1回評議員会にて承認を得るものとする。

第13条 本会の事業の概要並びに前条の予算及び決算報告を、「東京女子大学学報」に掲載し、会員にこれを送付する。

第14条 この会則の改廃は、評議員会が決定する。

附 則（1950年12月2日制定）

この会則は、1950年12月2日から施行する。

附 則 略

附 則（2012年7月14日改正）

この会則は、2013年4月1日から施行する。